

集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の創設に関する意見書

全国における消費生活相談の件数は、平成22年度で約89万件と依然として高い水準が続いており、本市においても、平成23年度で約2千件の相談が寄せられている。これらの消費者被害は、全世代を通して発生しているが、最近では比較的高齢者と若年者に被害が多発する傾向にある。

一方、訴訟制度の利用には相応の費用や労力が必要であることから、事業者に比べ情報力や交渉力で劣位にある消費者が、自ら被害回復のための行動をとることは困難である。また、現行の消費者団体訴訟制度は、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体に事業者の不当な行為に対する差止請求権を認めているが、損害賠償の請求権を認めていないことから、消費者の被害回復に必ずしも結びついていないという課題を有している。

そこで、消費者が有する法的請求権の実効性を確保する観点から、消費者のための新たな訴訟制度の案が消費者庁において検討されている。

この制度案は、共通争点を有し多数発生している消費者被害を対象とし、訴訟手続きを二段階に区分し、一段階目で適格消費者団体が訴訟を提起して共通争点に関する審理を行い、事業者側の法的責任が認められた場合に、二段階目で個々の被害者が参加し簡易な手続きで被害額を確定し、被害回復を図るという仕組みとなっている。

そのため、この制度案は、被害者である消費者にとっては、事業者の法的責任が確定した段階で、適格消費者団体からの通知等に応じ被害回復を申し出ることで救済への道が開かれ、費用や労力の面で現行制度より負担が軽減されるという点で画期的なものである。また、事業者にとっても、多数の消費者との間の紛争を効率的に解決できるという利点を有する。

よって、国会及び政府におかれては、消費者庁及び消費者委員会設置法附則第6項の趣旨にのっとり、次の事項を実現するよう強く要請する。

記

- 1 現在、消費者庁において準備されている集团的消費者被害回復に係る訴訟制度について、国会の審議、議決を経て、早期にその創設を図ること。
- 2 同制度の実効性を確保する観点から、手続き追行主体となる適格消費者団体への必要な支援を具体化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月29日